

別表（第3条関係）

日常生活用具一覧表

区分	種目	性能	対象者	制限	基準額（円）	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台（者）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者で寝たきりの状態にある者		154,000	8年
	特殊マット（児・者）	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	(1) 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する児・者 (2) 難病患者で寝たきりの状態にある児・者	原則3歳以上	19,600	5年
	特殊尿器（児・者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	(1) 下肢又は体幹機能障害1級であり、常時介護を要する児・者 (2) 難病患者で自力で排尿できない児・者	原則学齢期以上	67,000	5年
	入浴担架（者）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者	原則3歳以上	82,400	5年
	体位変換器（児・者）	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する児・者 (2) 難病患者で寝たきりの状態にある児・者	原則学齢期以上	15,000	5年
	移動用リフト（児・者）	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。但し、天井走行用型その他住宅改造を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の児・者 (2) 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある児・者	原則3歳以上	159,000	4年
	訓練いす（児）	原則として付属のテーブルにつけるものとする。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童 (2) 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある児童	原則3歳以上	33,100	5年
	訓練用ベッド（児）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	(1) 下肢又は体幹機能障害1級以上の児童 (2) 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある児童	原則3歳以上	154,000	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具（児・者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の児・者 (2) 難病患者で入浴に介助を要する児・者	原則3歳以上	90,000	8年
	便器（児・者）	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の児・者 (2) 難病患者で常時介護を要する児・者		4450（手摺をつけた場合9850）	8年
	T字状・棒状のつえ（者）	一本杖に限る。木材（ニス塗装）又は軽金属	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害		(木材)2,610 (軽金属)3,410	3年
	移動・移乗支援用具（児・者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ○障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ○転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする児・者	原則3歳以上	60,000	8年
頭部保護帽（児・者）	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。Aスポンジ、革を主材料に製作 Bスポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害、精神障害児・者		A 15,200 B 36,750 (レディメイトによる製品は基準額の80%の範囲内の額とする。)	3年	

区分	種 目	性 能	対 象 者	制限	基準額 (円)	耐用年数
	特殊便器 (児・者)	脚踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	(1) 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度で、自ら排便後の処理が困難なもの及び上肢障害2級以上の児・者 (2) 難病患者で上肢機能に障害のある児・者	原則学齢児以上	151,200	8年
	火災警報器 (児・者)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度のもの及び身体障害等級2級以上の児・者	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	15,500	8年
	自動消火器 (児・者)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	(1) 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度のもの及び身体障害等級2級以上の児・者 (2) 難病患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な児・者	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8年
	電磁調理器 (者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。知的障害者が容易に使用し得るもの。	知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度のもの及び視覚2級以上の者	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機 (児・者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の児・者	原則学齢児以上	7,000	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置 (者)	音、声音等を視覚、触覚により知覚できるもの。	聴覚障害2級以上の者	聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯	87,400	10年
在宅療育等支援用具	透析液加温器 (児・者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	原則3歳以上	51,500	5年
	ネブライザー(吸入器) (児・者)	障害者等が容易に使用し得るもの。	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 (2) 難病患者で呼吸機能に障害のある児・者	原則学齢児以上	36,000	5年
	電気式たん吸引器 (児・者)	障害者等が容易に使用し得るもの。	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる児・者 (2) 難病患者で呼吸機能に障害のある児・者	原則学齢児以上	56,400	5年
	酸素ボンベ運搬車 (者)	障害者が容易に使用し得るもの。	医療保険における在宅酸素療法を行う者		17,000	10年
	動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター) (児・者)	動脈血中の酸素飽和度を測定できる機能を有し、障害者等が容易に使用しうるもの	(1) 呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度の障害を有する身体障害者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を常時使用している児・者 (2) 難病患者で人工呼吸器の装着が必要な児・者		157,500	5年
	盲人用体温計(音声式) (者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の者	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	9,000	5年
	盲人用体重計 (者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の者	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18,000	5年
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 (児・者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する児・者	原則学齢児以上	98,800
情報・通信支援用具 (児・者)	障害者向けのパーソナルコンピュータに接続する周辺機器及びアプリケーションソフトで、障害者が容易に使用し得るもの	上肢障害2級以上又は視覚障害2級以上の児・者	原則学齢児以上	100,000	6年	
点字ディスプレイ (者)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害2級以上で、必要と認められる者		383,500	6年	

区分	種 目	性 能	対 象 者	制限	基準額 (円)	耐用年数	
共	点字器 (児・者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。(標準型) A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製(点筆を含む)	視覚障害児・者			A 10,400 B 6,600	7年
		視覚障害者が容易に使用し得るもの。(携帯型) A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製(点筆を含む)				A 7,200 B 1,650	5年
	点字タイプライター (児・者)	視覚障害者が容易に操作できるもの。	視覚障害2級以上の児・者	本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。		63,100	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー (児・者)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記憶された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の児・者	原則学齢児以上	再生用機 35,000 録音再生機 85,000		6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置 (児・者)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の児・者	原則学齢児以上		99,800	6年
	視覚障害者用拡大読書器 (児・者)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	原則学齢児以上		198,000	8年
	盲人用時計 (者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の者	音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る	解読式時計 10,300 音声時計 13,300		10年
	聴覚障害者用通信装置 (児・者)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	原則学齢児以上		71,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置 (児・者)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	原則3歳以上		88,900	6年
	人工喉頭 (児・者)	(笛式)呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (電動式)顎下部にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	喉頭を摘出した障害児・者	原則3歳以上	笛式5,000 (気管カニューレ付は3,100円増) 電動式70,100		笛4年 電動5年
点字図書 (児・者)	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者			別途定める	—	
排泄管理支援用	ストーマ装置 (児・者)	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製(皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等の附属品を含む。)	腸管の切除等により肛門からの排便が困難となり、人工肛門を設け排泄を行っている児・者		蓄便袋8,858 (価格は1箇所あたりの皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む)	—	

区分	種目	性能	対象者	制限	基準額(円)	耐用年数
具		蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封方の収尿袋で尿処理用のキャップつきとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製(皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等の附属品を含む。)	膀胱の切除等により膀胱からの排尿が困難となり、人工膀胱を設け排泄を行っている児・者		蓄尿袋11,639 (価格は1箇所あたりの皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む)	—
	紙おむつ等 (児・者)	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品) 障害者が容易に使用し得るもの	(1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない児・者 (2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は排尿機能障害のある児・者 (3) 先天性鎖肛に対する肛門整形術に起因する高度の排便機能障害のある児・者 (4) 脳原性運動機能障害により排便若しくは排尿の意思表示が困難である児・者	原則3歳以上	蓄便袋8,858 蓄尿袋11,639 (価格は1箇所あたりの皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む) 紙おむつ 12,000	—
	収尿器 (児・者)	(男子用) 採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A普通型・B簡易型 (女子用) A普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B簡易型 ポリエチレン製の採尿袋 導尿ゴム管付。(3歳児以上)	高度の排尿機能障害により排尿の調節が自由にできない児・者	原則3歳以上	男子用A 7,700 男子用B 5,700 女子用A 8,500 女子用B 5,900	1年